

第一種電気工事士の皆様へのお願い

北海道電気工事業工業組合

各電気工事（業）協同組合

皆様におかれましては、5年以内に第一種電気工事士定期講習を受講されていることと存じます。

来年度より定期講習の制度が見直され、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）よりの受講案内がなくなります。

そして今後、新たな指定機関として電気工事技術講習センター・全日本電気工事業連合会・日本電気協会の3団体JVが指定されました。

3団体といたしましては、皆様の利便性確保のため今後とも従来通りの受講案内、及び電気工事に関する技術情報をお届けさせていただきたいと考えております。（「組合員のみなさまへ」を参照願います）

つきましては、登録の手続きの取りまとめを北海道電気工事業工業組合及び各協同組合にて行います。

今回、各事業所様にて「登録用紙」の回収作業を実施いたしますので、第一種電気工事士の皆様におかれましては、ご協力を宜しくお願い致します。

なお、個人情報第一種電気工事士定期講習及び電気工事技術情報のみに使用し、他の目的に使用いたしません。

以上

組合員のみなさまへ

全日本電気工業組合連合会
各都道府県電気工事(業)工業組合

平成25年度から第一種電気工事士の定期講習制度が変わります。

- ・指定講習機関がNITE指定から複数指定となります。(受講者が指定講習機関を選択して受講)
- ・NITEで行っていた受講案内の送付はなくなります。(各自で受講期限を管理して受講)

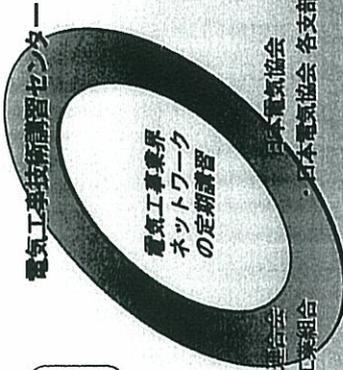
※電気工事士法により5年以内に定期講習を受講することが義務付けられております。
また、受講しない場合は法律に違反することになり、当該都道府県知事から第一種電気工事士免状の更新を命ぜられることがあります。

貴事業所の第一種電気工事士のみなさまには、電気工事(業)工業組合で組合事業として実施する電気工事技術講習センター(指定講習機関)の定期講習を受講いただくよう登録をお願いいたします。



登録いただいたと受講期限前に「定期講習受講案内・申込書」をお送りします。(右の登録用紙により登録ください)

技術情報で
あなたをサポート!



全日本電気工業組合連合会・各都道府県電気工事(業)工業組合は、電気工事技術講習センター(指定講習機関)で実施する「第一種電気工事士定期講習」の実施協力団体として、日本電気協会・日本電気協会 各支部とともに全国各地で定期講習を開催いたします。

第一種電気工事士のみなさまへ

電気工事士法により、5年以内に定期講習を受けなければなりません。
平成25年度から定期講習制度が変更され、これまでの(独)製品評価技術基盤機構からの受講案内の送付は無くなります。
電気工事技術講習センター(指定講習機関)に登録しませんか?

登録するとこのような特典があります!!

- ① 受講期限を超えないように、みなさまの受講時期に「定期講習受講案内・申込書」をお送りします。
- ② 「定期講習受講案内・申込書」とあわせて、電気工事に関する新情報「電気工事関連情報」をお送りします。
- ③ 定期的に「電気工事技術情報」誌を無料でお送りします。



～電気工事技術講習センター(実施協力団体：全日本電気工業組合連合会・日本電気協会)の定期講習の特徴～

- ① 5年以内の講習受講
- ② 最新の技術情報
- ③ 最新の電気工事技術情報

札幌協組合員の皆様へ

～登録は下記の方法でお申込み下さい。～

※頂いた個人情報(別表1)へ個人情報の取扱いに同意して必要事項を記入し、札幌電気工業協同組合事務局へ FAX (011-231-1795) または、メール (jimukyoku@satsudenkyo.or.jp)にてお申込み下さい。

第一種電気工事士登録用紙(別表1)へ個人情報の取扱いに同意して必要事項を記入し、札幌電気工業協同組合事務局へ FAX (011-231-1795) または、メール (jimukyoku@satsudenkyo.or.jp)にてお申込み下さい。

白紙の書式は札幌協HPでもダウンロードできます。(http://www.satsudenkyo.or.jp/) また、現在第一種電気工事士が所属されていない組合員様も、『□ 当社に第一種電気工事士は所属しておりません。』へチェックし、ご返信下さい。

その他ご不明な点がございましたら、札幌電気工業協同組合事務局までご連絡下さいませようお願いします。TEL (011-231-1771)

登録締切日 平成24年11月22日 (木)

